

寒川町訓令第5号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

寒川町防災行政用無線局管理運用規程（昭和62年寒川町訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

別表の1のⅡ（遠隔制御装置）の項配置先の欄中「茅ヶ崎市 指令情報課」を「茅ヶ崎市 指令情報課」に改め、同表屋外受信設備の部岡田の項所在地の欄中「岡田964番地の1」を「岡田二丁目964番地の1」に改め、同部田端南町の項所在地の欄中「田端1338番地の2」を「田端1429番地の2」に改める。

別表の2を次のように改める。

2 移動系

区分	設備名称	配置先	所在地	呼出名称
基地局	無線電話装置	無線機室	宮山165番地	ぼうさいさむかわ
	統制制御器	町民部町民安全課		さむかわ100
	制御器	都市建設部		Ⅱ 111
		町民部		Ⅱ 112
		企画部		Ⅱ 113
		健康福祉部		Ⅱ 114
		環境経済部		Ⅱ 115
		教育部		Ⅱ 116
		総務部		Ⅱ 117
	車載携帯	総務部総務課車両		Ⅱ 201、202

	兼用			
	携帯	町民部町民安全課		〃 501～550
陸上移動局	可搬	旭小学校	倉見1675番地の3	〃 301
		旭が丘中学校	小動933番地	〃 302
		小谷小学校	小谷四丁目5番1号	〃 303
		寒川総合体育館	宮山275番地	〃 304
		寒川小学校	宮山934番地	〃 305
		寒川中学校	一之宮三丁目9番1号	〃 306
		寒川東中学校	岡田718番地	〃 307
		一之宮小学校	一之宮七丁目3番1号	〃 308
		南小学校	一之宮九丁目9番1号	〃 309
		寒川高等学校	一之宮九丁目30番1号	〃 310
		倉見地域集会所	倉見1550番地	〃 311
		宮山地域集会所	宮山3906番地の2	〃 312
		小動地域集会所	小動466番地の2	〃 313
		小谷地域集会所	小谷一丁目13番10号	〃 314

	大蔵地域集会所	大蔵834番地	〃 315
	菅谷台集会所	岡田七丁目7番1号	〃 316
	岡田もくせいハイツ集会所	岡田七丁目1番7号	〃 317
	越の山自治会館	岡田八丁目26番16号	〃 318
	新町会館	岡田一丁目4番4号	〃 319
	岡田地域集会所	岡田609番地	〃 320
	一之宮地域集会所	一之宮八丁目6番16号	〃 321
	中瀬地域集会所	中瀬17番5号	〃 322
	筒井地域集会所	中瀬25番1号	〃 323
	大曲地域集会所	大曲二丁目8番18号	〃 324
	田端地域集会所	田端824番地	〃 325
	北部文化福祉会館	宮山2820番地の1	〃 326
	南部文化福祉会館	一之宮八丁目5番20号	〃 327

第2号様式及び第3号様式を削り、第4号様式を第2号様式とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。